

特定間伐等促進計画に係る事務取扱について

(平成 25 年 9 月 18 日 森第 949 号)

(一部改正 令和 5 年 11 月 27 日 森第 807 号)

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号、以下「法」という。）第 5 条に基づき市町村が作成する特定間伐等促進計画（以下「促進計画」という。）に係る事務の取扱について下記のとおり定める。

1 保安施設事業との調整

森林法第 41 条に規定する保安施設事業による本数調整伐の実施予定箇所については特定間伐の対象としないよう留意することとし、隠岐支庁又は各農林水産振興センターの担当部局と必要な連絡調整を行うこと。

2 県知事への協議

法第 5 条第 7 項の規定に基づく促進計画の協議は、協議書（様式 1）を知事に提出して行うものとする。

3 促進計画の写しの送付

市町村長は、促進計画の協議後、法第 5 条第 8 項に基づく知事への促進計画の写しの送付は、原則として計画を公表した日から起算して 30 日以内に行うものとする（様式 2）。

4 計画の変更

(1) 促進計画を策定した市町村長は、その内容を変更する必要がある場合、法第 5 条 9 項に基づき変更するものとする。促進計画の変更に関する県知事への協議は、変更協議書（様式 3）を提出して行うものとする。

(2) 次の各号以外の変更は、軽微な変更とし、半期に一度知事に協議を行うものとする。

- ① 目標数値の変更
- ② 特定間伐等促進区域の変更
- ③ 実施主体の追加

(3) 前項に基づく知事への協議を行う際は、原則として変更の事実が発生した日から 9 月 1 日又は 3 月 1 日までのいずれか早い日までに変更協議書を提出するものとする。ただし、このほかに必要に応じて協議をすることができるものとする。

(様式1)

番 号
日 付

島根県知事 様

市町村長名

特定間伐等促進計画の作成について(協議)

このことについて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第7項の規定に基づき下記の書類を添えて協議します。

記

計画書、特定間伐等促進区域図

(様式2)

番 号
日 付

島根県知事 様

市町村長名

特定間伐等促進計画について(送付)

特定間伐促進計画を作成したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第8項の規定に基づきその写しを送付します。

(様式3)

番 号
日 付

島根県知事 様

市町村長名

特定間伐等促進計画の(軽微な変更)変更について(協議)

このことについて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則第2条第2項の規定に基づき下記の書類を添えて協議します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更理由
- 3 添付書類 (変更に係るもの)